歌 *O*) 世

――天平十二年聖武行幸時の四泥能埼での歌から―

〇キーワード=好住・今案・おくる・さきく・丹比家主・萬葉集古義

一、はじめに

とするものである。 なかった「四泥能埼」での歌一首(6・10三1)とその題詞・ て、考察して来た (注1)。この歌群の中で、取り上げることの 行幸に関わる一連の萬葉歌(6・一〇二九~一〇三六番歌)につい 左注を考察することによって、歌群全体を私なりに把握しよう 私はこれまで、天平十二年(七四〇)における聖武天皇の関東

まず最初に、該当の歌群八首をここに掲げる。

十二年庚辰冬十月 依大宰少貳

藤原朝臣廣嗣

謀反發

美濃國多藝行宮

大伴宿袮東人

作歌一首

幸于伊勢國之時

河口之野邊尔廬而夜乃歷者妹之手本師所念鴨(6・一〇二九) 内舍人大伴宿袮家持 作歌一首

天皇御製歌一首

妹尔戀吾乃松原見渡者潮干乃滷尔多頭鳴渡 右一首今案 吾松原在三重郡 相去河口行宫遠矣 (6·|OEIO)

廣 岡

義

隆

御在朝明行宮之時 所製御歌 傳者誤之歟

丹比屋主真人歌一首

後尔之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而好住跡其念

右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫従河

口行宮還京 勿令從駕焉 何有詠思泥埼作歌哉

狭殘行宮 大伴宿祢家持 作歌二首

天皇之行幸之随吾妹子之手枕不卷月曽歴去家留

御食國志麻乃海部有之真熊野之小舩尓乗而奥部榜所見

(6· | OIII |)

(6· | OHIH)

從古人之言来流老人之變若云水曽名尔負瀧之瀬 (6・10回回)

大伴宿袮家持 作歌一首

—1 **—**

(6 · | OII] |

田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上尔 6 - 一〇三五)

大伴宿袮家持 作歌一首

關無者還尓谷藻打行而妹之手枕巻手宿益乎(6・一〇三六)

段階かで「一〇三〇~一〇三一番歌の二首」が増補されたもの 題について」において考察する。 歌である。この増補については当稿の「四、「今案」「案」の問 が現行歌群であり、今回俎上に載せる一〇三一番歌は後補の倭 初歌群「6・一〇二九/一〇三二~一〇三六番歌」に、何時の いと理解するものである (注2)。即ち、家持歌を中心とする原 の二首が後補であるという指摘があり、筆者もこの結論を正し この一連の歌群の中において、6・一〇三〇~一〇三一番歌

二、本文認定について

該当萬葉歌の本文とその訓みを認定しよう。

丹比屋主真人歌一首

後尓之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而好住跡其念 (6 - | OE| |)

口行宮還京 此歌者不有此行之作乎 勿令従駕焉 何有詠思泥埼作歌哉 所以然言 勅大夫従河

この一首については、その本文認定・訓に関して、問題点二

おきたい。 件(以下のa・b)が存している。これらについて、まず確定して

二a、第五句本文の「好住」について

第五句の「好住跡其念」における「好住」については、『萬葉

のとに分かれる。以下の通りである。

集』古写本において、「將住」とするものと、「好住」とするも

將住 古・西・温・矢・京・宮・附・寛

好住 元・廣・類・紀・細・無 (注 3)

これが『萬葉集』の注釈書レベルになると、「將住」「將往」

加わっている。その具体的な様相は次の通りである。 「好」かという違いに加えて、「住」か「往」かという誤字説が 「好住」「好往」の四通りの解に分かれることになる。「將」か

童蒙抄・金子評釈

ゆかん

サキク サキク 鴻巣全釈 萬葉集古義 (頭注)・窪田評釈・佐佐木評釈

サキク 中西全訳注・全注・新編全集・釈注・新大系 定本・全註釈・私注・大系・注釈・全集・

和歌大系・全歌講義

住」の信頼度が高いことに加え、用語「好住」に関して唐代の これについては、古写本系統から次点本系統の本文である「好

ら確かなものであると見てよい。即ち、本文は「好住」で、そ

口語であるという指摘があり、

本文「好住」は、この両側面か

2 —

ころから、私自身において、これまで無批判にも「好往」の本 の訓は「サキク」となる(注4)。 森山隆氏編『萬葉集』(注5)が「好往」の本文を取っていると しかしながら、例えば鶴久氏

文にしてしまっていた(注6)。

巌氏の『萬葉集全注』が指摘していることにつきる(注7)。 この第二句「思久」及び第五句「念」の訓については、 二b、第二句「思久」第五句「念」の訓について 吉井

思はく オモフ(四段)のク語法。オモハク「……」トオ

シノハクとよむ童蒙抄以下の説が多いが、直接引用文の前 モフの形の表現で、「……」の中にオモフ内容を述べている。

後をオモフの同語で訓んだ旧訓が一般的である。

八隅知之 十伴緒乃 思煎石,大宮尚矣。 恃有之名良乃京矣:打経而思煎敷者。 天地乃依會限,萬世丹,打経而思煎敷者。 天地乃依會限,萬世丹吾大王乃。 高敷為,日本國者……物負之,八

榮将徃」 迹 言續来口「戀為者 不安物」登 (6・一○四七、田辺福麻呂「悲寧樂故郷作歌一首」) 玉緒之 継而者

雖,従云,古 命方貯 之緒丹四天 處女等之 借薦之 心乎胡粉 其将知 心文小竹荷 人不知 (13・三二五五、作者未詳) 因之無者 本名曽戀流 夏麻引

里人之 吾丹告樂 此山邊柄 一汝戀 鳥玉之 黒馬尓乗而 愛妻者 黄葉之 河瀬乎 散乱有 七湍 神

> 渡而 裏觸而 妻者會」登 人曾告鶴

(13·三三〇三、作者未詳)

・大王乃 悲曽余」等曽 伊麻尓都氣都流知波 須疑米也母 伎奈牟和我勢故 比美乃江過弖 多古能之麻 追多加波 久安良婆 乎**登賣**良我 須太久舊江尔 乎等都日毛 伎能敷母安里追 等保能美可度曽……己比能美弖 伊麻布都可太未 等保久安良婆 麻追太要乃 伊米尔都具良久「奈我古敷流 波麻由伎具良之 等妣多毛登保里 袮毛許呂尓 安我麻都等吉 都奈之等流 奈奴可乃乎 安之我母 曽能保 奈孤

(17・四○一一、大伴家持「思放逸鷹夢見感悦作歌一首」)

宇知比左須

美也古乃比等尔

といった首尾照応 (注8) する引用の訓法によって、従来一般に 等久 安里」等都氣己曽 (20・四 四七三、山背王)

訓まれていた次の事例、 ……ヒトヲシヌハク……モフ ……ひとをしのばく……おもふ 童蒙抄・全註釈

金子評釈・窪田評釈・私注……ヒトヲシヌバク……オモフ「井上新考・全釈・ ……ひとをしのはく……念ふ 佐佐木評釈

ではなくて(そういった訓法も許容事例としては認められるものではあ 全訳注・新編全集・新大系・全歌講義……ひとをしのはく……おもふ「大系・全集・完訳・中西

るが)、より明確な「おもはく……おもふ」の訓がより良いこと

3 —

都氣麻久波「美之比乃其

になる(この第五句は字余り法則に合致し、問題はない)。即ち、 ……ひとをおもはく……おもふ 旧訓・注釈・全注・釈

用字「丹比」と「多治比」は交用される。題詞に見られる「真

という江戸期以前の古訓と、比較的最近の訓みが良い。 以上により、該当歌は以下の本文と訓として確定できる。

丹比屋主真人歌一首

後尓之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而好住跡其念 (6· | O = |

口行宮還京 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫従河 勿令従駕焉 何有詠思泥埼作歌哉

6· | O|=|.|)

のである。

したまひ、従駕せ令ること勿し。何にそ思泥の埼を詠み言ふ所以は、勅ありて、大夫を河口行宮従り京に還へ右、案ふるに、此の歌は、此の行の作に有らざるか。然 作れる歌、有らむや。

三、作者の問題について

摘している問題点とがある。即ち、題詞には「丹比屋主真人歌 首」とあり、作者を多治比真人屋主であるとしている。その 当該歌については、題詞が提示するこの歌の作者と左注の指

義』説に近い考えであるが、『古義』が誤写とするのに対して、 を誤り傳へたと見るべではなからうか」とする。これらは『古

十二年の行幸時の歌であるとしたのは、土佐国の学者鹿持雅澄 わって、当該歌の作者は丹比真人家主であり、やはりこの天平 歌詠は天平十二年の行幸時ではないとしている。このことに関 と勿し。何にそ思泥の埼を詠み作れる歌、有らむや」とあって、 ありて、大夫を河口行宮従り京に還へしたまひ、従駕せ令るこ には「此の歌は、此の行の作に有らざるか。然言ふ所以は、勅 敬称法であり、筆録者による敬意の表明である。ところが左注 真人屋主としているのは、丹比真人家主の誤写であるとするも であった。即ち、丹比真人屋主と呼称のよく似た人物に丹比真 人」姓を後に置くのは「先名後姓」(公式令68「授位任官] 条) の 人家主がおり、この二人は別人である。『萬葉集』の題詞が丹比

書は判断保留に近く、この問題を避けている。そうした中で、 上『新考』や金子『評釈』が古義説を踏襲するが、多くの注釈 て、屋主と家主を同一人と見ている。『萬葉集古義』の後は、井 おこう。古く『萬葉代匠記』は、「書家主或屋主」(初稿本)とし の問題がどのように扱われているかについて、まずは整理して れる」とし、『注釈』は「屋主の別時の作と見るよりも家主の作 『私注』は一案として「屋主、家主の混同もあつたとも考へら 鹿持雅澄の所説は後で詳しく見るとして、研究史においてこ

混同とか誤伝とするものである。その後、中西『全訳注』も「混

同か」とし『釈注』は「歌を筆録した最初から、「家主」を誤

たものらしい」としている。吉井『全注』巻第六は、「題詞にみ 人が別人であることは松崎英一 (注9) が述べているが、このこ える丹比真人屋主と似た名をもつ人に丹比真人家主があり、二

も、位階昇進より見て『続日本紀』に誤記があるとして、題詞 とはすでに古義以来指摘されてきたことでもあった。」としつつ

早くに岸本由豆流の『萬葉集攷證』が「さらに別人也」と指摘 のままが良いとする。なお、二人が別人であるという認定は、

以上見てきたところによると、まず最初に『萬葉集古義』が

あるが、この箇所については、翻刻上、大きな誤認がある。 の鹿持雅澄の『萬葉集古義』の翻刻は、一般には極めて忠実で 問題提起した。これは研究史の上で大きく位置付けてよい。こ

にして、修訂執筆しているのである。このことはその原本(『稿 持雅澄自身が、当初は『続日本紀』に載る丹比家主と丹比屋主 とを混同し、執筆中にこの誤認に気づき、誤認箇所を見セ消チ

こまないとわかりにくいものとなっている。この箇所について、 所収巻のものである)。(翻刻出版の確認については、NACSIS Webcat によ たものは、次の通りである(刊行年月は、該当歌所収の巻第六の翻刻 て翻字しており、全てこの誤認本文となっている。私が確認し 現行の活字翻刻本は、その全てが宮内省蔵版の和装本に依拠し 本』注10)から判明する。その修訂が錯綜気味であり、よく読み

> 一八九一年一〇

·「明治三十一年版」(和装活字本)(吉川半七、一八九八年七月)

・「大正二年版」 (国書刊行会、一九一三年一月)――明治三十一 年版の再版と明示。

・「昭和三年版」(名著刊行会、一九二八年四月)

・「昭和七年版」(精文館、一九三二年六月

「昭和二十年版」(目黒書店、 一九四五年一二月

によって復元翻字して左に示す。 こういう次第であるので、今、この該当箇所について、『稿本』

官位も大かた同じほとに歴たれば、ようせずは、混るばか し、さるは家主といふ人も、屋主といふ人も同時にありて 丹比屋主真人は、今按に、屋主は家主を冩し誤れるなるべ

れば决て別人にて、家主はイヘヌシ、屋主はヤヌシト唱へりなれば、注者等多くは是を同人と意得ためれど、よく見 しなるべし、さてこれを同人と意得たるより、ゆくりなく

集中にも、八巻」、た蔵少輔丹比屋主眞人と見えたれば、 後に冩し傳る人の、家を屋と誤れるなるべし、殊に屋主は

続紀を引る如く、家主は、此度の行幸に、 従 駕 まつれる同人と思ひ混ひしもうべなり、さてかくいふ所以は、次に

家主は、続紀に、元正天皇養老七年九月己卯、出羽国司正 よし見えて、屋主は見えざれば、きはめて家主なるべし、

午、行一幸伊勢国」、十一月丁酉、進至,鈴鹿郡赤坂頓宮、子、正六位上多治比真人家主授,從五位下,、十二年十月壬 甲辰詔,,陪従云々等,、賜,,爵 人 一級,、従五位下多治比真 六位上多治比真人家主言、云々、聖武天皇天平九年二月戊 人家主授"從五位上"、十三年八月丁亥、従五位上多治比真

五位上多治比真人家主授,,正五位下,、六年正月癸卯、天皇 御"東院,宴"五位已上,、有¸勅、召"正五位下多治比真人家 人家主為,,鋳銭長官,、,孝謙天皇天平勝宝三年正月己酉、従

八巻に至りて委注べし/屋主は續紀に聖武天皇神亀元年 散位従四位下多治比真人家主卒と見えたり、屋主の傳は、 主云々|、於||御前|即授||従四位下|、天平宝字四年三月癸亥、

二月壬子正六位上多治真人屋主授従五位下、天平十七年正

ても苦しいこととなって来る。

ただし、丹比真人家主は、

関五月朔為』左大舎人頭」と見えたり、同時に多治比真人 混らはし別人なり紛ふへからず 家主といふ人有て、官位も大かた同じほとに歴たれはいと 為"備前守, 、二十年二月己未正五位下、孝謙天皇勝宝元年 月乙丑従五位上、十八年九月己巳従五位上多治比真人屋主

て両者対照して示すと次頁の表のようになる この丹比真人家主と丹比真人屋主とを『続日本紀』等によっ

主・屋主―両者対照】によって考えると、以下の結論となる。 夕に揺らぎが生ずることになり、それは採らない。次頁の表【家 まず、多治比真人家主と多治比真人屋主とは別人であるとい 『続日本紀』の記事自体に混乱があると考えると、基礎デー

> う」(『全註釈』)とするが、兄弟なのかどうか、そこまでは踏み り、正六位上から従五位下への昇叙記事があって、両者が別人 その十三年後の天平九年(七三七)二月戊午条に「天皇臨朝」とあ 亀元年(七二四)二月壬子条に「天皇臨軒」とあり、正六位上から ある。武田祐吉氏は、「兄弟で屋主の方が兄ででもあつたのだら であることは明らかである。これは多くの本が認めるところで 従五位下への昇叙記事があり、一方、丹比真人家主については うことを確認しておきたい。これは、丹比真人屋主に関して神 紀』の記事自体に誤記を見る見解は、 の見解は否定して良い。吉井巌氏の『全注』のように『続日本 込むことが出来ない。ただ同一人物であるとする『萬葉代匠記』 その後の叙位次第から見

池守之孫、散位従四位下家主之子也。 参議兵部卿従三位多治比真人長野薨。 長野、 大納言従二位

従二位大納言多治比真人池守薨。左大臣正二位嶋之第一子 (『続日本紀』延暦八年十二月己丑条)

とあり、次の系譜を辿ることの出来る人物である。

(『続日本紀』 天平二年九月己未条)

左大臣正二位嶋——(第一子)従二位大納言池守 参議従三位長野

審を言う叙位の遅れは、 このように、当時にあって著名な一族であり、吉井巌氏が不 確かに認められるのである。

多治比真人家主

多治比真人屋主

出羽国司家主上申。四六駢儷体の名文。

正六位上 → 従五位下

正六位上 → 従五位下

因幡国赴任のため但馬国を通過 (*)。

赤坂頓宮で。従五位下 → 従五位上

天平十二年(七四〇)十一月 天平九年(七三七)某月 天平九年(七三七)二月 神亀元年(七二四)二月 養老七年(七二三)九月

「勅大夫従河口行宮還京」(萬葉一〇三一左注)

──「四泥能埼」の歌(『萬葉集』6・| ○三一) ──

鋳銭長官

従五位下

1

従五位上

備前守

従五位上 →

正五位下

左大舎人頭

卒。

正五位下 従五位上

1

従四位下

→ 正五位下

天平宝字四年(七六〇)三月

天平勝宝六年(七五四)正月 天平勝宝三年(七五一)正月 天平勝宝元年(七四九)閏五月 天平二十年(七四八)二月 天平十八年(七四六)九月 天平十七年(七四五)正月 天平十三年(七四一)八月

……年次未詳………

詠歌一首(『萬葉集』8・一四四二、大蔵少輔)

河口の地点まで、両者は陪従していたが、河口の地で多治比真 さて、右により、『萬葉集』該当歌の左注の記述から、伊勢国

勿令従駕焉。」とあるのは行幸従駕者であれば誰しも記憶にある 良かろう。『萬葉集』当該歌の左注に「勅大夫従河口行宮還京 人屋主は、何らかの事情によって、都に戻されたと考えるのが

のであり、赤坂の地において多治比真人屋主が行をともにして きない。この叙位は、陪従有位者全員(五十一名)に対してのも いなかったことは確かであると見てよい(注12)。

その名があり、多治比真人屋主は叙位記事中にその名が確認で 位記事は整合している。即ち、多治比真人家主は叙位記事中に られる。加うるに、このことと『続日本紀』の赤坂における叙 ことであろうし、この記述は信を置くことの出来るものと考え

従って、当該歌左注が指摘する通り、当該歌を『萬葉集』題

詞の記述のままの形で理解することは困難となってくる。 可能性としては、題詞における錯誤が妥当しよう。即ち、当

此歌者不有此行之作乎」)、そのことよりも、題詞における「丹比 該歌左注は別の時点での詠作であると提起しているが(「右案、 混同なのか、誤伝なのかは、判然としない。原因究明はさてお 蓋然性がある。ただし、それが誤写に起因するものであるのか、 屋主真人」は「丹比家主真人」の誤認であると見ることの方に

丹比真人屋主には、『萬葉集』巻第八にその第二子(丹比真人乙

ていると判定するのがよい。

いて、何らかの誤認錯誤事項があって、両者の取り違えが起き

きる歌が存在している。 その歌は紛うことなく、丹比真人屋主自身の作であると確認で 麻呂)の詠歌(8・一四四三)と共に自身の詠歌(8・一四四二)が載り、

難波邊尔 人之行礼波 大蔵少輔丹比屋主真人歌一首 後居而 春菜採兒乎

見之悲也

丹比真人乙麻呂歌一首 屋主真人之第二子也 8・| 四四||)

野上乃方尔 行之可波 鸎鳴都 春尔成良思

四四二の表現がある。しかしながら、そういう表現上のことを 考えるならば、一方の多治比真人家主には、養老七年(七二三) 偶然ではあろうが、右の彼の詠作中には、「後居而」(8・一 (8・一四四三)

からであろう。その「解」は以下の通りである。 家主言、「蝦夷等揔五十二人、功効已顕、酬賞未霑。

日本紀』に記録されているのは、これが名文と認められていた 緯が記されているだけではなく、その「解」の文章自体が『続 九月に、出羽国司としての上申の「解」が残っている。その経

解散。仍具状請裁」。有勅、随彼勲績、並加賞爵 引領、久望天恩。伏惟、芳餌之末、必繋深淵之魚、 必致忠節之臣。今夷愚闍、始趍奔命。久不撫慰、 重禄之

とある。四字句を柱とするのは「解」の常であるが、中に四六 『続日本紀』巻第九、養老七年九月己卯条)

騈儷体を交えていて、この文には帝も感じ入られたことであろ

あると指摘できる。 国通としての当時の口語が使用されており、相通じるところがう。当該歌第五句には「好住跡其念」とあり、「好住」という中

けることになる。 即ち、こうした表現の面からだけでは、両者共に決め手に欠

たいではなりととようかようでは、まではようのです。 ち着くことになる。 お論としては、当該の『萬葉集』巻第六の一○三一番歌の作

当該左注をここに引こう。 さて、当該歌の左注についての言及が注釈書にある。今一度、

口行宫還京 勿令從駕焉 何有詠思泥埼作歌哉右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫従河

家持の歌と大伴東人の一首(6・一〇三四)になり、家持の個人家持の歌と大伴東人の一首(6・一〇三四)になり、家持の個人でき点が多い。「〇三〇~一は、巻六の形成をめぐって、後考を俟つが多い。「〇三〇~一は、巻六の形成をめぐって、後考を俟つが多い。「〇三〇~一は、巻六の形成をめぐって、後考を俟つが多い。「〇三〇~一は同行した家持ならば犯した資料と思われるでき点が多い。」(一〇三一番歌条)と伊藤博氏は指摘している。べき点が多い。」(一〇三一番歌条)と伊藤博氏は指摘している。でき点が多い。」(一〇三〇~一〇三一番歌系)、「先にの、後人が書いた文章なのであろう。」(一〇三〇番歌条)、「先にの、後人が書いた文章なのであろう。」(一〇三〇番歌条)、「先にの、後人が書いた文章なのであろう。」(一〇三〇番歌条)、「先にの、後人が書いた文章なのであろう。」(一〇三〇)になり、家持の個人の、後人が書いた文章なのである。

間の経緯について、次で詳しく考えてみたい。該当の二首資料が原資料のままに切り継がれたのである。この的色彩の強い歌群であったことになる。これに、後になって、

四、「今案」「案」の問題について

て、以下の考察を行なうものである。家持歌群に増補されているという形成的側面のみをベースにしいるが、今はそれを横に置き、6・一○三○~一○三一番歌がい。両論にはそれぞれに論としての趣意があることは承知して一○三○~一○三一番歌における増補構造について、考察した一○三○4、影山尚之氏と新沢典子氏の成果の上に立って、6・こでは、影山尚之氏と新沢典子氏の成果の上に立って、6・

のようになる。
この「増補歌群」を今一度掲出すると次一○三六番歌)である。この「増補歌群」を今一度掲出すると次の手控え歌群」である。これに「増補歌群」(6・一○三○~一○三六番歌)があり、増補された結果が現行の歌群(6・一○三八~一○三六番歌)があり、増補された結果が現行の歌群」(6・一○三九~○三九~○三六番歌)である。これは大伴東人の三六番歌)である。これは大伴東人の三六番歌)である。これは大伴東人の三六番歌)があり、増補歌群」(Ⅰ)は、「6・一○二九/一○三二~一○三六番歌)である。

天皇御製歌一首

御在朝明行宮之時 所製御歌 傳者誤之敷右一首·今案 吾松原在三重郡 相去河口行宫遠矣 若疑妹尔戀吾乃松原見渡者潮干乃滷尔多頭鳴渡 (6·一〇三〇)

丹比屋主真人歌一首

口行宮還京 勿令從駕焉 何有詠思泥埼作歌哉右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫從河後尔之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而好住跡其念

てなされているのであるが、なぜか当該歌群である一〇三〇番くなされているのであるが、なぜか当該歌群である一〇三〇番者D」としている。この論中において、個別事例の分析が詳した成果であり、城﨑氏はその全一七件の「編・施注者A」とし、巻第二の一件(2・九〇)と巻第三・巻第四・巻第六(巻第一の二件を「編・施注者C」とし、巻第二の一件(2・九〇)と巻第三・巻第四・巻第六(巻第一の二件を「編・施注者C」とし、巻第二の一件(2・九〇)と巻第三・巻第四・巻第六(巻第十三八…ただし用例はない)の九件を「編・施注者B」とし、巻第一の三件と巻第二の一件(2・九〇)と巻第三・巻第四・巻第六(巻第十三八…ただし用例はない)の九件を「編・施注者B」とし、巻第一の三件を「編・施注者C」としている。この二首の左注に留意すると、「今案」とあるものと「案」とこの二首の左注に留意すると、「今案」とあるものと「案」とこの二首の左注に留意すると、「今案」とあるものと「案」と

なるということになろう。という用語の違いによる)、「手」が違うということは施注時期が異案」から始まる注記は、それとは「手」が違い(「今案」と「案」とが出来よう。これに対して、一〇三一番歌左注における「右集された最終段階における注記であるという見通しをつけるこ

六番歌の増補形成過程について、合理的な解釈を施したい。以上のことを確認した上で、この巻第六の一○二九~一○三

河口行宮内舎人大伴宿袮家持作歌一首・「歌」(6・一〇二九) 第一次形成(原初歌群を基にする歌群)(I)

狭殘行宮大伴宿祢家持作歌二首・「歌」(6・一〇三二~三)

美濃國多藝行宮大伴宿祢東人作歌一首・「歌」(6・1〇三四)

不破行宮大伴宿袮家持作歌一首・「歌」(6・一〇三六)大伴宿袮家持作歌一首・「歌」(6・一〇三五)

いるものである。と共に、作者名が記され、家持を中心とした歌群で構成されてと共に、作者名が記され、家持を中心とした歌群で構成されて第一次形成(I)は、右のように、「〇〇行宮」という作詠地

右のIに、次の二首が増補された。

第二次形成(増補歌群の切り継ぎ)(Ⅱ)

歌左注については、避けるかの如く記述がない。しかしながら、

「巻三、四、六をひとくくりにする「編・施注者B」の態度」

さておいて、この注記は巻第三・巻第四・巻第六(巻第八)が編

「編・施注者B」が誰であるのかということについての推測は

とあって、巻次編纂論から右の結論が導き出されている。この

天皇御製歌一首・「歌」(6・一〇三〇)

これは、新沢典子氏が「家持が手控えにあった自らの歌を、丹比屋主真人歌一首・「歌」(6・一〇三一)

その挿入者が家持であるか否かは今措いて、新沢氏が指摘する人の歌を挿入していった」(注14)と指摘しているものであるが、行程順に整理し、その後、歌に含まれる地名を参考に、他の歌

果的に1歌群の「○○行宮」の規制を受けることになってしま一○三一番歌も「河口行宮」での詠歌ではないのであるが、結ぎの形で増補挿入されたものである。よって、一○三○番歌もように、まさに「行程順に」一○三○~一○三一番歌が切り継よの挿入者が家持であるか否かは今措いて、新沢氏が指摘する

第三次形成(一○三○番歌左注の施注)(Ⅲ)

ったのである。

Ⅱは、単に行程順に増補されたものに過ぎなかったのである御在朝明行宮之時 所製御歌 傳者誤之敷右一首今案 吾松原在三重郡 相去河口行宮遠矣 若疑右のⅡに、次の一〇三○番歌左注が施されることになった。

百乃」は、その下の「松原」に冠する単なる序詞であり、もと傳者誤之歟。」と書き込んだのである。一○三○番歌の「妹尓戀三重郡。相去河口行宮遠矣。若疑御在朝明行宮之時、所製御歌、た。これをおかしいと理解した「編・施注者B」が「吾松原在が、結果的に「○○行宮」の規制を受けることにより、この一が、結果的に「日間に増補されたものに過ぎなかったのである」は、単に行程順に増補されたものに過ぎなかったのである

する「吾松原」(赤松原)のことであると誤解した施注者が疑問より「吾乃松原」という地名ではないが、それを三重郡に存在

を提示したものである。「赤松原」は、「大安寺伽藍縁起并流記

この一首を切り出して(即ち削除して)いないのは、そこまです

の施注は、「十五巻本萬葉集」の基幹となる巻である巻第三・巻名であり、それをこの施注者は知っていたのである。この注記資材帳」(注15) に「三重郡赤松原百町」と見える三重郡の地域

第四・巻第六・巻第八が形成された時点であろうと考えられる。

第四次形成(一〇三一番歌左注の施注)

îv

コ丁宮黌京 刃介並易馬 可有永思己奇乍吹戈右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫従河右のⅢに、次の一○三一番歌左注が施された。

の段階か、或いは二十巻本の形成時かのどちらかであろう。ここの一〇三一番歌左注が施された時期は、「十五巻本萬葉集」口行宮還京 勿令従駕焉 何有詠思泥埼作歌哉

でもある。この行幸時の詠歌ではない可能性を指摘しながらも、次形成」(Ⅱ)の増補に関与していないことを明らかにするものは、「この左注も家持の記入であろう」と指摘している。と共に、しては、これは「大伴家持の手」ということになろう。『完訳』しては、これは「大伴家持の手」ということになろう。『完訳』しては、これは「大伴家持の手」ということになろう。『完訳』しては、これは「大伴家持の手」ということを明らなどはこの行幸従駕の一人であったのである。となると、可能性との中に「勅大夫従河口行宮還京、勿令従駕焉。」とあり、施注者の中に「勅大夫従河口行宮還京、勿令従駕焉。」とあり、施注者

の注記者は、一〇三一番歌の「四泥能埼」の位置をよく知って

をよく知っているが故に、疑問が生じたのである。また、左注での詠歌という理解でも全く問題は無いのであるが、その位置いたのである。「四泥能埼」の位置を知らなければ、「河口行宮」

まど書き口とらここごよっこつごかっこ。こつ「育日欠彡戈」ることに躊躇するものがあったからであろう。わずかにこの左

段階を経ていることが、論理的に指摘できるのである。(N)によって出来た形が現況である。現在見る形は、この四注を書き加えるにとどまったのであった。この「第四次形成」

であるが、若い内舎人の一員に過ぎなった末席の大伴家持にといて、天皇行幸の目的を理解していない曲解に基づいた記述は、一○三一番歌左注で「此行之作」ということを気にしていは、一○三一番歌左注で「此行之作」ということを気にしていは、一○三一番歌左注で「此行之作」ということを気にしていな大宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍、幸于伊勢國之時、」は、Ⅲかなお、歌群全体に冠する形になる題詞「十二年庚辰冬十月、なお、歌群全体に冠する形になる題詞「十二年庚辰冬十月、

五、表現上の問題について

っては無理からぬ理解であったということになろう。

五 a、「おくる」という表現について

8。それらを検討すると、「後に残っている、留守をする」とい動詞「遅る」(下二段) の『萬葉集』中での用例は二十七例あ

中で、次の二例は、現代の「遅れる」という時間上の用法と同う意味用法(位置・空間上の意味用法)が圧倒的に多い。そうした

じものと理解してよいであろう。

葦屋之 菟名負處女之 八年兒之 片生乃時従…中略…

建怒而…下略… (9・一八〇九、高橋虫麻呂)礼婆後有一菟原壮士伊、仰天、叫於良妣、筑建地、牙輿、打歎、妹之去者、血沼壮士、其夜夢見、取次寸、追去祁

常乃物能香聞 (17·三九〇三、大伴書持)春雨尓 毛延之楊奈疑可 烏梅乃花 登母尓於久礼奴

逝去した場面であり、「後有る菟原壮士」の「後る」は、まさ士に夢で告げて逝去したところ、血沼壮士がその跡を追う形で上に夢で告げて逝去したところ、血沼壮士がその跡を追う形でられる。右に挙げた二例の内、高橋虫麻呂の「見菟原處女墓歌られる。右に挙げた二例の内、高橋虫麻呂の「見菟原處女墓歌いら現代的な意味用法「遅れる」が出来たものであろうと考え出かけるのに遅れをとる」という派生用法が出来、恐らくそこ出かけるのに遅れをとる」という意味用法から、「人が「後に残っている、留守をする」という意味用法から、「人が

成・中西全訳注・釈注)と時間上の解釈が最近の注釈書の主流とな完訳・新全集)、「死におくれた」(久松秀歌)、「後れをとった」(集い本であるが、「後れた」とし、以後、「先を越された」(全集・位置空間での理解となっている。『大系』本は、『注釈』より早る。『注釈』までの諸注は、「あとに残った」「後に残された」と

に「遅れをとる」という時間用法における意味と理解してよい。

ただし、この箇所の理解については、諸注において、揺れがあ

された」とし、金井清一氏の『全注』も「取り残された」とし、 って来ている。ただし、稲岡耕二氏の『和歌文学大系』本は「残

現今においても解釈上の揺れがある。長歌であり語注事項が多 いからであろうが、どの本にも語注は無くて、その現代語訳で 『新大系』本も「あとに残された」と位置空間で解釈していて、

の解は無理であろう。その意味からも時間上の解釈の方がこの の意味で訳すのであれば、「後に残った」となり、「残された」 示されているのみである。「遅る」は自動詞であり、位置空間上

歌においては無理のないところであると考えるものである。 次に大伴書持による梅花を詠んだ六首中の一首(17・三九〇三)

理解できる。この歌については、諸注において揺れることなく は、「共におくれぬ」という打ち消し形での例ではあるが、楊も 時間用法と解釈しているが、語注が無い中で、わずかに『全集』 位置空間上の意味ではなくて、時間用法としての事例であると 梅も共に、春雨に「遅れをとることはない」とあって、やはり

本の頭注に、「梅の花は花のうちで最初に咲くものだが、その梅 と共に遅れずに芽を出す…」とあるのが注意される。 田中重太郎氏は「空間的な「送る」から時間的な「遅る」に

なつたのは、人間の思考發達上からみても當然である」と指摘 なお、参考までに言及すると、ノコル(遺)の語は、『萬葉集』

二例、「花」一例)。 また、 において、主として「雪」に使用している(「雪」五例、「はだれ ノコス (遺) の語は、『萬葉集』におい

て、命などに使用している(「壽」 二例、「ときじくのかぐの菓子」 一

時の一般的な用法である「都に残っている」「留守をしている」 の意味であると見てよく、「後れにし人」は家人(あるいは恋人) 当該歌冒頭の「後れにし人」における「おくる」の語は、 当

ということになる。

五り、「しづ」という表現について

づ」に転じたレトリックである。この「しづ」(下二段)の語に を導き出している。言うならば、その地の音表徴から動詞「し を詠みこんでおり、そのシデの音から第四句の「木綿取之泥而 について確認しておこう。この歌が、その地の呼称「四泥能埼. 当該歌第四句の「木綿取りしでて」の「しづ」(下二段)

「於下枝、取垂白丹寸手・青丹寸手而」〔訓垂云志殿〕 (『古事記』上巻、天石屋戸条)

ついては、

「佐加支波仁由不止利志天々……」(榊葉に木綿取りしでて)

してあることが確認できる。ここに、当該歌は、旅先にある作 というよりも、もっぱら、都において留守を守る家人の行為と る。これを『萬葉集』中の用例で確認すると、旅中の者の行為 す」(『時代別国語大辞典上代編』)という語であると見ることが出来 といった例から、「祭祀の場合に木綿などを垂らすことを表わ

のことは、次の「さきく」の語の使用と軌を一にするものであるというところに当歌の特異な側面が浮彫りとなってくる。こ者が、旅程の地「四泥能埼」において、家人の無事を祈ってい

五c、「さきく」という表現について

がとこのべに (17・三九二七、大伴坂上郎女) できょくらたびゆくきみを佐伎久安礼といはひべすゑつあく」を含めて、『萬葉集』には三五例ほどがある(注17)。 使用例は、接頭辞「ま」を付した形や、訛語形の「さけく」「さ無事を祈る語として『萬葉集』中で使用されている。この語の「さきく」は、「さきくあれ」と祈る語であり、主として旅の

(7・一一四二、作者未詳)

中間的な用例である。

などは、この「さきく」の語における旅の安全を祈願する代表

旅という非日常の場ではなくて、日常としての相問往来にお

ける事例もある。

これは、湯原王と姓氏未詳の娘子との一連の報贈詠(4・六三が君 (4・六四一、娘子)が君 (4・六四一、娘子)をゆと云はばわびしみせむと焼大刀の隔付ふ事は幸や吾

まりまっている。 こうしょう いか はない こうしょ 事例である。

~六四二)中の一首であり、日常における起居相問にごく近い

一節であり、「右坂上郎女者、佐保大納言卿之女也。駿河麻呂、これは大伴坂上郎女と大伴駿河麻呂との日常的なやりとりのこれは大伴坂上郎女と大伴駿河麻呂との日常的なやりとりの(4・六四八、大伴駿河麻呂)相ひ見ずてけ長く成りぬ比日は奈何に好去やいふかし吾妹はり見ずてけ長く成りぬ比日は奈何に好去やいふかし吾妹

「おおり間では、(1)~))とは、この~(これでは、)」」()。 答相問起居」(4・六四九左注)という著名な説明があり、まさに

此高市大卿之孫也。兩卿兄弟之家、女孫姑姪之族。是以題歌送

この歌は起居相問にやや近く、旅中安全祈願にも近いという我がせこは、幸座すと遍り来て我に告げ来む人も来ぬかも「送答相問起居」そのものの詠歌であることが判明する。

風土病に罹災することがあった。風土病を端的に言い表わして被害など現在と変わらないものの他に、一番心配なこととして、でも、家を離れての旅には危険がつきまとう。往時にあっては、解されようが、事は「当然以前の問題」であった。現在においさて、旅の安全祈願ということは、ごく当然の行為として理

と称される一連の歌がある。次の作がそれである。いことであったに違いない。『萬葉集』中には、「行路死人歌」は時においては、生水に含まれる細菌による罹病が一番恐ろし外国旅行においての生水摂取による腹痛は常態のことであるが、いるのは、今の言葉で「水が変わる」という語である。今でも、いるのは、今の言葉で「水が変わる」という語である。今でも、

• 讃岐狭岑嶋視石中死人柿本朝臣人麻呂作歌

のように言及する。

(3·四一五)上宮聖徳皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌

・過足柄坂見死人作歌 (9・一八〇〇、田辺福麻呂之歌集)・柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌 (3・四二六)

俊國神嶋濱調使首見屍作歌 (13・三三五~三三四三)超歌 (13・三三三五~三三三八、作者未詳)

・河邊宮人見姫嶋松原美人屍哀慟作歌(3・四三四~四三七)・河邊宮人姫嶋松原見嬢子屍悲嘆作歌(2・二二八~二三九)

多田みや子氏は

死。こうして死んだ人間は、当然、恐れの対象となる。そく援助をうけることも困難であったようである。そして、例え人里近くで倒れても、部外者への閉鎖性ゆえ、たやすそのまま野ざらしになることも多くあったであろう。また当時の旅の困難な状況の中で、病や事故に倒れたものは、旅の途中などで行き倒れになった死者を詠んだ歌である。

れゆえの鎮魂も必要となる。

(注 18)

同質のものであった。野田浩子氏は、家人の斎戒について、次があった。そのことは、留守を守る残された者にとってもほぼ所要所における旅中安全祈願は、単なる儀式以上の切実なもの恐れの対象というだけではなくて、「明日は我が身」であったのと指摘するが、旅をしている者にとって、「行路死人」は単なると指摘するが、旅をしている者にとって、「行路死人」は単なる

(20・四四二二など)、袖を折り返し、黒髪を敷いて寝る(20・0九)、旅の安全に欠かせないことだった。…中略…多く祭りの装束で神の加護を祈念したのである。…中略…多くを旅に出る前と同じ状態に保ち、床の辺に斎場を設けて神を旅に出る前と同じ状態に保ち、床の辺に斎場を設けて神を旅に出る前と同じ状態に保ち、床の辺に斎場を設けて神を旅に出る前と問いている。家人の家人の「斎ひ待つ」は旅の歌にしばしば見られる。家人の家人の「斎ひ待つ」は旅の歌にしばしば見られる。家人の

いう、世にも奇妙な一首なのである。をしている作者が都に残っている家人の安全を祈願しているとところが、当該歌にあっては、旅の安全祈願ではなくて、旅

四三三一)など、日常の独り寝の形を守った。(注19)

歌における最大の問題である。
これは一体どういうことを意味しているのかというのが、当後れにし人を思はく四泥の埼木綿取りしでて好住とそ念ふ後れにし人を思はく四泥の埼木綿取りしでて好住とそ念ふいう、世にも奇妙な一首なのである。

六、おわりに―――行幸における宴の歌

にして見えるということについて疑問が残るが、当歌に類したばよく理解できるが、この注は当歌についてのものである。往々にあつて」が「旅をしている家人(夫)があって」の意であれ集中往々にして見える。」(全註釈)と言及する(増訂版も同文)。「旅武田祐吉氏は、「旅にあつて祭をして家人の無事を祈ることは、武田祐吉氏は、「旅にあつて祭をして家人の無事を祈ることは、

同様の詠歌に、常陸国防人である倭文部可良麻呂による長歌ちゝがため (20・四四〇二、信濃国防人、神人部子忍男)ちはやぶるかみのみさかにぬさまつりいはふいのちはおも

防人歌に見られる。

とした諸々の人の無事を祈っていることになる。こうした中にまをす」の意であると理解すると、家郷に残っている父母を主須」の解に揺れが存するが、「もろもろヲバさけくと(作者は)を祈願しているし、四三七二番歌は「毛呂母呂波佐祁久等麻乎(20・四三七二)もある。右の四四〇二番歌は、「母父」の無事

引率者がいて、行路も食糧も心配のない安心した旅程であり、れた旅における詠歌であることが指摘出来る。防人にあっては、当該歌においても、行路上何の心配もないという旅程が保障されに「行路死人」歌のことを挙げたが、防人歌においても、

に相当する女性をさしての表現になる。

を詠む歌の一般からすると、父母というよりは、

妻ないしは妻

(四日市市大宮町)を想定してよい(注21)。

当歌も伍すことになるが、当歌の「後れにし人」とは、「後る」

とに加えて、赤坂の地において天皇より一同への叙位があり、口の地でもたらされている。その心にゆとりを持てたというこさっていた藤原廣嗣の事変に関して、逮捕・処刑という報が河さっていた藤原廣嗣の事変に関して、逮捕・処刑という報が河た旅における歌であるということが、まず確認できるのである。即ち、行路上何の心配もないという安心した、心に余裕をもっ即ち、行路上何の心配もないたであった。子で震という、防人以上に旅の上で何の心配もない旅であった。防人歌はそうした旅程での詠歌である。当該歌の場合には、行防人歌はそうした旅程での詠歌である。当該歌の場合には、行

デの崎」の地の範囲を出るものではなく、従来の志氐神社の地おいて若干の言及がある(注20)。その位置としては通説の「シおいて若干の言及がある(注20)。その位置としては通説の「シにおいて、旅歌の詠歌の枠組から離れて、軽口をたたく歌をなにおいて、旅歌の詠歌の枠組から離れて、軽口をたたく歌をなにおいて、旅歌の詠歌の枠組から離れて、軽口をたたく歌をないない、木綿シデを奉って行旅の安全を祈願するシデの崎の地さて、木綿シデを奉って行旅の安全を祈願するシデの崎の地さて、木綿シデを奉って行旅の安全を祈願するシデの崎の地を口が許されるまでに安心感が戻った段階での詠作である。

宴席における詠作であり、片や従五位上の丹比真人家主はそれるが、その宴の場は異なり、大伴家持においては内舎人同士のおける二首(6・一〇三二~一〇三三)と同じ時の作ということにな狭残行宮(朝明行宮)における宴席での歌となると、大伴家持に

て言及すると、聖武天皇の作歌(6・一〇三〇)も、その詠作地は、東な者同士の宴における笑いを伴う詠作と考えられる。関連したものではあるまいか。天皇を囲んでの肆宴における詠作であるとは考えられないだけではなくて、原資料も一〇三〇番歌となりののは、通常の詠作とは異なるという珍しさから記録され家主の歌は、通常の詠作とは異なるという珍しさから記録されなりのハイクラスの宴席の場にあっての詠作になる。そうしたなりのハイクラスの宴席の場にあっての詠作になる。そうした

けられよう。

に「行幸宴歌の世界」と称することが出来よう。当該歌は、聖行幸における歌宴という意味においては同じものがある。まさろうし、また歌宴の雰囲気も同じものとは言えないが(注55)、宴の開催のされ方は、天平十二年時と異なっていたものであ

きるものである。当歌はそうした一齣での作品であると位置付され、その一部が『萬葉集』に記録されて今に残ったと把握でした行幸の行程途上において、度々宴席が張られ、詠歌が披露異なれば行幸の従駕構成も異なっている。しかしながら、そう武天皇による天平十二年 (七四〇) の行幸であり、歴史的背景も

を正こに披露して、結びとしよう。 を取るものではないが、このような面白い別解が存在することということのみならず、都と共に捨て置かれてしまったというためる作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、ある作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、ある作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、ある作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、ある作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、ある作者丹比真人家主は出立前から知っていたのではないか、まずということをハイクラスでいる。 を取るものではないが、このような面白い別解が存在することを取るものではないが、このような面白い別解が存在することを取るものではないが、このような面白い別解が存在することを取るものではないが、このような面白い別解が存在することを取るものではあるという。 ということをハイクラスであるものではないが、このような面白い別解が存在することを取るものではないが、このような面白い別解が存在することを取るという。

すれば、狭残行宮(朝明行宮)におけるものではなかろうか。あろう赤坂行宮もしくは狭残行宮(朝明行宮)であり、可能性からる地においての作であろうが、実際の披露地は宴のもたれたで

「潮干の滷にたづ鳴き渡る」という光景を目にすることが出来

注

は、以下の通り。○○七年六月)があり、また『東海の万葉歌』(おうふう、二○○○年七月)における廣岡担当による該当各項目がある。各歌についての拙稿と別における廣岡担当による該当各項目がある。各歌についての拙稿

一〇二九――「天平の風流」(『三重大学日本語学文学』一六号、二〇

○五年六月)。

- | ○三○──「「吾乃松原」について」(『三重大学教育学部研究紀要』
- 一〇三二――「狭残行宮における大伴家持詠について」(『三重大学日三一巻二号、一九八〇年三月)。
- ・)…… 「そそでによってさせますくこうへ」 「これ語学文学』一六号、二〇〇五年六月)。
- 一○三三───「狭残行宮における大伴家持詠について」同右。

――「多度山美泉と田跡河の瀧」(三重大学人文学部文化学

〇三四

- 一○三五――「多度山美泉と田跡河の瀧」同右。
- 『○三六―――「「関」歌の様相」(『三重大学日本語学文学』一九号、「〇三六――」「関」歌の様相」(『三重大学日本語学文学』一九号、
- ○五年一二月)。 九~四三の配列をめぐって―」(『名古屋大学国語国文学』九七号、二○九~四三の配列をめぐって―」(『名古屋大学国語国文学』九七号、二○二一九九二年八月)。新沢典子「歌に示された聖武朝史 ―巻六・一○二― 影山尚之「聖武天皇「東国行幸時歌群」の形成」(『解釈』三八巻八号、
- 補十三(岩波書店、一九八一年三月)。 『校本萬葉集』四(岩波書店、一九三一年九月)。『校本萬葉集』 新増
- 「定本萬葉集卷第六別記」(『定本萬葉集』二、岩波書店、一九四二年「定本萬葉集卷第六別記」(『日本語の歴史』3、平凡社、一九六四四月)。「口頭言語と書記言語」(『日本語の歴史』3、平凡社、一九六四四月)。「口頭言語と書記言語」(『日本語の歴史』3、平凡社、一九六四四月)。「口頭言語と書記言語」(『日本語の歴史』3、平凡社、一九六四四月)。「口頭言語と書記言語」(『定本萬葉集』二、岩波書店、一九四二年

- 年二月の補訂重版による)。
- に計)。 及び「狭残行宮における大伴家持詠について」(『三重大学日本語学文学』の 注1所引の『東海の万葉歌』(おうふう)における「四泥の崎」の項
- 7 吉井巌『萬葉集全注』巻第六(有斐閣、一九八四年九月)。
- 年一〇月一八日発表)。所引用例は『要項集』所収の同氏発表レジュメ「語らく『〜』」式の引用をめぐって--」(萬葉学会全国大会、二〇〇八の國語史的研究』に加筆所収)。錦織浩文「高橋虫麻呂の表現方法 ―語學』五八輯、一九六四年九月、同氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀論―訓法の事」)。小林芳規「萬葉集における漢文訓読語の影響」(『國論―訓法の事」)。小林芳規「萬葉集における漢文訓読語の影響」(『國
- 9 松崎英一「続紀位階記事の誤謬・矛盾」(『続日本紀研究』一八七号を参照した。

一九七六年一〇月)。

- 詞解』の奥付には、「東京市、吉川半七、明治三十一年(一八九八)十11 この本に奥付の類は無いが同時刊行と思しい鹿持雅澄の『萬葉集枕111 この本に奥付の類は無いが同時刊行と思しい鹿持雅澄の『萬葉集枕

月発行」となっており、 七月」と判明する)。 同じ頃の刊行と推定出来る(再版本奥付により

該当条の全文は以下の通り。

呂・秦前大魚・文忌寸黒麻呂・日根造大田・守部連牛養・酒波人麻呂、 麻真人広名・紀朝臣広名・笠朝臣養麻呂・小野朝臣綱手・枚田忌寸安麻 高麦太・大蔵忌寸広足・倭武助・村国連子虫並外従五位上、正六位上当 呂・紀朝臣鹿人・宗形朝臣赤麻呂・引田朝臣虫麻呂・物部依羅朝臣人会 臣清河、外従五位下民忌寸大楫並従五位下、外従五位下菅生朝臣古麻 臣八東・橘宿袮奈良麻呂並従五位上、正六位上多治比真人木人・藤原朝 宿袮祜信備・百済王全福・阿倍朝臣佐美麻呂・阿倍朝臣虫麻呂・藤原朝 位下、従五位下多治比真人家主・阿倍朝臣吾人・多治比真人牛養・大伴 五位上、従五位上下道朝臣真備・佐伯宿袮清麻呂・佐伯宿袮常人並正五 位上大原真人高安正四位下、正五位下紀朝臣麻路・藤原朝臣仲麻呂並正 位山背王従四位下、従五位下矢釣王・大井王・茨田王並従五位上、 位下石川王・長田王・守部王・道祖王・安宿王・黄文王並従四位上、无 授従二位橘宿袮諸兄正二位、従四位上智努王・塩焼王並正四位下、従四 武官并騎兵及子弟等、賜爵人一級。但騎兵父者、雖不在陪従、賜爵二級。 ○丁酉(十四日)、進至鈴鹿郡赤坂頓宮。○甲辰(二十一日)、詔、陪従文 上絁各有差。○丙午(二十三日)、従赤坂発、到朝明郡 外少初位上壱志君族古麻呂並外従五位下。〇乙巳(二十二日)、賜五位已 、従四

19

究』、所収 院大學紀要』四二巻、二〇〇四年二月、同氏『万葉集の編纂と享受の研 城﨑陽子 「「今案」と記すこと―万葉集の編纂論にむけて―」(『國學 (『続日本紀』天平十二年(七四〇)十一月、赤坂頓宮条:

新沢典子、注2所引論考に同じ。

15 14 「大安寺伽藍縁起并流記資材帳」(『大日本古文書』二、六五四頁:

正曆寺所蔵文書

六号、一九四一年六月)。 田中重太郎「「おくる」(送る・後る)の發生」(『国語国文』 一一巻

この訓の如何によっては、用例数が一例減ずることになる。 三二〇四番歌第二句中の「無恙」を通常「さきく」と訓んでいるが

18

誠社、一九九四年八月、同氏『万葉集の叙景と自然』所収)。 多田みや子氏が相聞的表現に終始した異質な歌群であると位置付けて 二歌群(2・二三八~二三九、3・四三四~四三七)を別置したのは 社、一九九四年八月、同氏『古代文学の諸相』所収)。「河邊宮人…」の 作品』第二巻の巻末に人麻呂の「石中死人歌」についての論が載る。 論考は、右の多田みや子論に記載があると共に『セミナー万葉の歌人と いることに従ったものである。なお、「行路死人歌」に関する代表的な 野田浩子「古代の旅人たち」(古代文学講座5『旅と異郷』所収、勉 多田みや子「行路死人歌」(古代文学講座5『旅と異郷』所収、

20 料』一九一号、二〇〇四年六月)。 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢」(皇學館大学『史

22 21 伊国(牟婁温湯)行幸歌群をめぐって」(初発一九八六年一一月。同氏 一四四、2・一四六、9・一六六七~一六八一。村瀬憲夫「大宝元年紀 この行幸宴歌二一首は以下の通り。1・五四~五六、2・一四三~ 廣岡義隆 「四泥の崎」 (『東海の万葉歌』 おうふう、二〇〇〇年七月)。

創刊号、一九七八年一月)。 森淳司「巻九・大宝元年紀伊国行幸従駕歌群の考察」(『萬葉研究』

『紀伊万葉の研究』所収、和泉書院)による。

23

村瀬憲夫、注22所引論考に同じ

またその論を受けて展開している『万葉の歌9和歌山』(保育社、一九 村瀬憲夫氏は注20の論において「遊宴的な気分が漂っている」とし、

れやかな気分を反映している」(七一頁)とある。 八六年八月)においても「華やかな気分を漂わせている」(七〇頁)、「は

追

謝意を表すものである。

■美夫君志会二○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵美夫君志会二○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵美大君志会三○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵美大君志会三○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵美大君志会三○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵美大君志会三○○九年四月一二日の例会の席上、大浦誠士、菊川恵

[ひろおか よしたか 本学教員]